

## 5 分掌事務

### (1) 総務課

- ア 本部、課の庶務に関する事。
- イ 消防事務事業の企画及び総合調整に関する事。
- ウ 職員の任免、分限、懲戒、服務、賞罰、その他身分に関する事。
- エ 職員の人事に関する事。
- オ 職員の教養、研修に関する事。
- カ 文書及び消防統計に関する事。
- キ 広報及び公聴に関する事。
- ク 予算、決算、経理及び財政一般に関する事。
- ケ 財産の取得、管理及び処分に関する事。
- コ 契約に関する事。
- サ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- シ 職員の旅費に関する事。
- ス 職員の公務災害補償、共済組合及び賞じゅつに関する事。
- セ 職員の退職年金、退職一時金及び退職手当に関する事。
- ソ 職員等の表彰に関する事。
- タ 条例、規則、規程及び告示等の公告式に関する事。
- チ 例規集の編集に関する事。
- ツ 儀式及び渉外に関する事。
- テ 公印の管理に関する事。
- ト 職員の被服に関する事。
- ナ 職員の賠償に関する事。
- ニ 職員の保健衛生、健康管理及び福利厚生に関する事。
- ヌ 庁舎の維持管理に関する事。
- ネ 備品、消耗品に関する事。
- ノ 消防組合議会に関する事。
- ハ 消防組合監査に関する事。
- ヒ 公平委員会に関する事。
- フ 防災センター運営管理に関する事。
- ヘ 他の課の主管に属しない事。

## (2) 予防課

- ア 課の庶務に関する事。
- イ 建築物の許可、認可及び確認の同意に関する事。
- ウ 危険物、準危険物及び特殊可燃物の保安取締りに関する事。
- エ 防火管理に関する事。
- オ 予防査察に関する事。
- カ 防火対象物の予防措置に関する事。
- キ 消防用設備等に関する事。
- ク 消防思想の普及宣伝に関する事。
- ケ その他火災予防に関する事。

## (3) 警防課

- ア 課の庶務に関する事。
- イ 火災その他災害の警防計画の樹立及び実施に関する事。
- ウ 職員の教養、訓練に関する事。
- エ 火災警報に関する事。
- オ 消防団に関する事。
- カ 消防用装備及び機械器具の運営管理に関する事。
- キ 消防相互応援に関する事。
- ク 消防地水利の調査及び運用に関する事。
- ケ 救急業務及び救助業務に関する事。
- コ 火災の原因調査及び損害調査に関する事。
- サ 火災統計及び救急救助統計に関する事。
- シ 消防用施設に関する事。
- ス 消防通信の企画に関する事。
- セ 通信施設の整備及び計画に関する事。
- ソ 通信業務の情報収集及び統計に関する事。
- タ 通信施設の保守管理及び維持管理に関する事。
- チ 緊急通報システム及び聴覚障害者緊急通報装置の運用及び管理に関する事。
- ツ 福岡県防災行政無線の運用及び管理に関する事。
- テ 無線局の運用及び管理に関する事。
- ト その他警防に関する事。

## (5) 消防署

- ア 署の庶務に関すること。
- イ 職員の服務、賞罰及び規律に関すること。
- ウ 職員の配置及び勤務に関すること。
- エ 水火災その他の災害の警防計画に関すること。
- オ 水火災その他の災害の警戒防ぎよに関すること。
- カ 消防地理水利に関すること。
- キ 建築物の許可、認可及び確認の同意に関すること。
- ク 火災予防査察に関すること。
- ケ 危険物等の指導取締りに関すること。
- コ 職員の教養、訓練に関すること。
- サ 救急及び救助業務の実施に関すること。
- シ 気象情報に関すること。
- ス 火災原因及び損害等の調査に関すること。
- セ 諸災害の被害調査に関すること。
- ソ 火災報告、救急救助報告及び統計に関すること。
- タ 火災予防条例に規定する各種届出に関すること。
- チ り災証明に関すること。
- ツ 消防団の指導に関すること。
- テ 庁舎、消防用車両及び機械器具等の維持管理に関すること。
- ト 消防思想の普及宣伝に関すること。
- ナ 消防通信に関すること。
- ニ その他消防署の分掌を適当とする事項。